

平成 30 年 7 月

お客様各位

大陽日酸エネルギー株式会社

**平成 30 年 7 月 5 日からの豪雨により被災されたお客様への特別措置について**

このたびの豪雨により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。  
当社と致しましては、被災されましたお客様の一日も早い復旧復興に少しでもお役立ていただければと考え、ガス料金等の特別措置を実施致します。

1. 特別措置対象のお客様

災害救助法が適用された地域において被災され、当社窓口へ特別措置のお申し出を頂いたお客様さま

2. 特別措置の内容

①ガス料金について

平成 30 年 7 月検針分から平成 30 年 12 月検針分までの間において、ガスを全く使用できなかった場合は、その間のガス料金の基本料金を免除（無料）とさせていただきます。

②ガス配管が損傷を受けている場合の工事費用について

ガス配管の復旧工事が必要となった場合、その工事費用を全額当社が負担させていただきます。（但し、工事は当社自身の実施又は手配したもののみとさせていただきます。）

③ガス器具が損傷を受けている場合の修理費用、及び無償貸付について

ガス器具が損傷を受けた場合、その修理費用を全額当社が負担させていただきます。また、修理不能と判断した場合、同等品のガス器具を無償貸付させていただきます。（但し、修理については当社自身の実施又は手配したもののみで、それにより修理不能と判断した場合、無償貸付させていただくガス器具は当社が選定した商品となります。）

3. 本件に関するお問い合わせ先

特別措置のお申し出やお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

広島支店	0 8 2 - 2 9 5 - 1 3 6 1
呉支店	0 8 2 3 - 7 2 - 1 0 9 7
東広島・竹原営業所	0 8 4 6 - 2 3 - 1 0 9 0

以上